## はじめに

この「交通安全計画実施計画」は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条第3項の規定に基づき策定した第9次三重県交通安全5カ年計画(平成23年度~平成27年度)を着実に推進するため、同法第25条第3項の規定に基づき平成25年度の県内における陸上交通の安全に関し、県及び同法第2条に定める国の指定地方行政機関等が講ずべき具体的施策を定めたものです。

三重県の平成24年の交通事故死者数については95人で、平成23年に続いて 三重県が統計を取り始めた昭和29年以降最少の死者数となり、平成23年から 策定された第9次交通安全基本計画において掲げた最終年の抑止目標「75人以 下」の達成に着実に近づいているものと考えます。

また、交通事故死傷者数についても、平成24年は13,382人(前年比-526人)となり、各種交通安全施策の成果が着実に現れたものと考えます。

しかし、運転免許人口、自動車保有台数の増加、車社会の進展、少子高齢化 社会への急速な移行、ライフスタイルの多様化等など道路交通を取り巻く環境 は、急激に変化をしております。それにともない、社会全般にわたる規範意識 の低下や交通ルール無視、交通マナーの低下が指摘されており、それらが交通 事故の背景となっていることがうかがえます。

また、飲酒運転をはじめとした悪質・危険違反による交通事故は、厳罰化の影響により、減少しているものの、依然として悪質・危険違反による交通事故が後を絶たない現状から、今般「飲酒運転 O をめざす条例」が制定されました。今後、この条例の理念を実現するため、官民が協力して飲酒運転防止に向けた取り組みを推進していくこととします。

三重県では、第9次交通安全計画の最終年である平成27年までに交通事故死者を75人以下とする目標を設定しました。この目標を達成するため県民や民間団体との連携・協力体制を強化し、家庭、学校、地域、職場などと一体となった幅広い取組を展開し、より一層の交通ルール、交通マナー等規範意識の定着化を図り、「交通事故のない安全で安心な郷土みえ」を実現することとします。

本年は、第 9 次三重県交通安全計画の 3 年目(中間の年)であります。交通に携わる各関係機関団体が総力をあげて実施計画に盛り込まれた施策に取り組むとともに、関係機関相互の連携と協力を一層強め、総合的かつ効果的な施策を推進するものとします。